

鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会公開規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例第8条の規程に基づき、鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会（以下「調査会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合で公開により会議に支障が生じると調査会が認めるときは、非公開とする。その際、会議の冒頭に会長が委員に諮って、非公開の決定をするものとする。

- ア 個人情報に係るもの、企業秘密に係るものなど鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）が含まれる場合
- イ 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(公開の方法)

第3条 調査会は、前条の非公開の決定をした場合を除き、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることとする。傍聴要領は、別紙1のとおりとする。

- 2 会議の傍聴は、会議室内での傍聴（以下「会議室内傍聴」という。）のほか、必要に応じて、別室でモニター中継の傍聴（以下「別室モニター傍聴」という。）を行うことができる。
- 3 会議室内傍聴の定員は30名を上限とし、別室モニター傍聴の定員は会場の収容人数に応じて定めるものとする。

(傍聴の手続)

第4条 会議室内傍聴は、先着順に定員に達するまで認めることとする。ただし、傍聴の受付開始時に、定員を超えて希望者がある場合、抽選により傍聴者を決定することとする。抽選要領は、別紙2のとおりとする。

- 2 別室モニター傍聴は、先着順に定員に達するまで認めることとする。ただし、定員を超えて傍聴希望者がある場合で、傍聴希望者が資料又は傍聴席がないことを了解した場合、可能な範囲で出来るだけ傍聴を認めることとする。
- 3 傍聴の受付は、原則として、会議開催当日に会場で会議開催の20分前から行うこととする。

(資料及び議事録の公表)

第5条 会議の資料及び議事録については、非開示情報を除き、原則公開とする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和2年2月16日から適用する。

傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに、受付を行ってください。
- (2) 傍聴の受付は、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 会議を傍聴される方は、事務局の指示に従って会場に入退室してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、発言しないことはもとより、拍手その他の方法により、可否を表明したりしないでください。
- (2) 騒ぎ立てたり、議事を妨害しないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないでください。ただし、調査会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) 会議の途中、会議を公開することにより議事運営等に著しい支障が生じることとなった場合は、調査会の決定により、その後の会議を非公開とすることがあります。その場合は、退場をお願いすることとなりますので、あらかじめご了解ください。
- (6) 携帯電話等については、電源を切るか、マナーモードに設定していただき、通話しないでください。
- (7) 会議の開始前後を問わず、会場及びその周辺で、委員等に対して抗議又は陳情等は行わないでください。
- (8) 服装を整えて会場に入ってください。はちまき、ゼッケン、たすき、腕章等は着用しないでください。
- (9) 危険な物、旗、ヘルメット、ビラ、プラカード等は持ち込まないでください。
- (10) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。

抽選実施要領

1 抽選の実施

抽選は、規程第4条第1項に基づき、傍聴の受付開始時に30名を超えて傍聴希望者がある場合に実施する。

2 抽選の対象者

傍聴の受付開始時（原則として会議開催の20分前）に会場受付に整列している者を、抽選の対象者とする。

なお、抽選を実施する場合には、受付開始後に到着した者は抽選の対象としない。

3 抽選方法

(1) 事務局は、抽選箱に抽選の対象者と同数のくじを準備する。

(2) 傍聴希望者は、整列順に傍聴受付を行う。

(3) 受付を行った傍聴希望者は、抽選箱からくじを引き、当選と記載されたくじを引いた者を会議室内傍聴者に決定する。

(4) 何も記載がない場合ははずれとし、会議室内での傍聴は認めない。

4 その他

(1) 当選くじは、会議が終了するまで各自が保管するものとする。

(2) 再入場を希望する者は、入口で係員に当選くじを提示するものとする。

(3) 当選の権利は、他人に譲渡できないものとする。